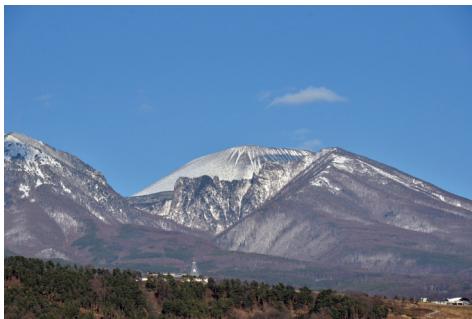


浅間山火山防災マップ

小諸市



浅間山は、私たちに多くの恵みを与えてくれる山です。一方で過去に噴火を繰り返してきた活火山でもあります。

この「浅間山火山防災マップ」では、過去の火山活動を紹介するとともに、噴火した場合に予想される現象などについて記しています。万一の噴火に対する日頃からの備えに活用するために、この火山防災マップを作成しました。

このマップに関するお問い合わせ先

小諸市危機管理課 電話 0267-22-1700

浅間山で予想される噴火のすすみ方

浅間山では、極小規模の噴火、小～中規模の噴火、大規模の噴火の発生が想定されています。極小規模や小～中規模の噴火が発生すると、そのまま活動が沈静化することが多いですが、場合によっては大規模な噴火に発展することもあります。

火山性の異常が発生した場合

火山情報（火口周辺警報や噴火警報など）が発表されます

まれに発生 過去100年にもたびたび発生

極小規模の噴火 予想される火山現象

噴出物量（1万立方メートル以下）
対応する噴火の例
1990(平成2)年7月20日
2003(平成15)年2月6日
2008(平成20)年8月10日
2015(平成27)年6月16日など

小～中規模の噴火 予想される火山現象

噴出物量（100万立方メートル以下）

過去100年に
たびたびみられ
た極小～中規模
の噴火は、今後
も起こりやす
くと予想され
ます。

まれに発生

過去100年間に
たびたびみられ
た極小～中規模
の噴火は、今後
も起こりやす
くと予想され
ます。

まれに発生

過去2000年間に3回発生

大規模の噴火 予想される火山現象

噴出物量（100万～数億立方メートル）

天明噴火のよ
うな大規模の噴
火は、過去2000
年間に3回起
っています。

まれに発生

山体崩壊による土石流など非常に大規模な現象

（数万～数十万年に1回発生する程度の確率）

噴火活動の静穏化

浅間山の噴火警戒レベルと噴火警報・噴火予報

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と住民などの「るべき防災対応」を5段階に区分して、気象庁が噴火警報・噴火予報の中で発表する指標です。



名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域より火口及び側面	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってい	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口まで近く居住	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活

● 噴火警戒レベル4～5（噴火警報）

噴火警戒レベル4～5では、居住地域まで被害が及ぶ恐れがあるため、避難準備や避難をする必要があります。レベル4～5が発表された場合は、地元防災機関（市・警察・消防）の指示に従ってください。

● 噴火警戒レベル2～3（火口周辺警報）

噴火警戒レベル2～3では登山道の規制地点が変わります。規制範囲内では、噴火に伴い直接人命に危険が及ぶ火山現象が発生する恐れがあります。一時的に道路を規制することがあります。

市が発表する防災情報

下のような防災情報が出たら、市からの情報にしたがって、落ち着いて行動してください。

避難準備

- ・高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

- ・いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- ・要配慮者は避難を開始しましょう。

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

- ・避難場所へ避難をしましょう。

避難指示（緊急）

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- ・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。

※必ずしもこの順番で発表されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発表されていないても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

※要配慮者とは、避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）を言います。